

生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チーム活動報告について

1. 活動状況

時 期	検討内容	出席者数等
第 1 回 平成 26 年 10 月 27 日 (月) 午後 2 時～4 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト・チームの進め方 ・ 福祉部内プロジェクトチームの実践報告 ・ 新制度の趣旨説明 ・ 意見交換 	藤井教授 福祉部長 構成員 14 名
第 2 回 平成 26 年 11 月 17 日 (月) 午後 2 時～4 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進市視察報告 (高知市・丸亀市) ・ 各課で把握している新制度の対象者 (おそれのあるかた) の抽出数・背景について共有 ・ 意見交換 	藤井教授 構成員等 15 名
第 3 回 平成 26 年 12 月 4 日 (木) 午後 1 時～3 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例検討 (構成員より提出された事例について) ・ 意見交換 (必要な支援等について) 	藤井教授 構成員 14 名
第 4 回 視察報告会 平成 27 年 2 月 4 日 (水) 午後 1 時～3 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進市視察報告 (野洲市・箕面市・堺市) ・ 意見交換 (先進市の工夫点や本市に活用できる内容の共有)	福祉部長 構成員等 12 名 関係機関 4 名
第 5 回 人事課研修 平成 27 年 2 月 10 日 (火) 午前 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員による活動報告 ・ 藤井教授の講義 	構成員 14 名
第 6 回 平成 27 年 3 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進市視察報告 (大津市) ・ 窓口対応・相談支援ガイドライン (案) の協議 ・ 意見交換 	藤井教授 福祉部長 構成員 12 名 関係機関 4 名

2. 先進市視察

時 期	先進市	参加者数
平成 27 年 1 月 16 日 (金)	滋賀県 野洲市役所	構成員 7 名 関係機関 2 名
1 月 21 日 (水)	大阪府箕面市 NPO 法人北芝 (略称)	構成員 4 名
1 月 29 日 (木)	大阪府堺市 社会福祉協議会	構成員 6 名
2 月 6 日 (金)	滋賀県大津市 社会福祉協議会	構成員 5 名 関係機関 3 名

3. 研修会・フォーラム等

時期	検討内容	出席者数等
平成27年1月23日(金) 午前10時～12時	権利擁護支援フォーラム 講師※との事前意見交換会	福祉部長 構成員10名 関係機関3名

※ 日本福祉大学 平野教授

時期	名称	参加者数等
平成27年2月10日(火) 午前10時～12時 消防庁舎 多目的ホール (第5回 プロジェクト・チーム)	人事課研修 プロジェクト・チームの報告 講義「生活困窮者自立支援法について」 講師：神戸学院大学 藤井教授	全 101名 (内訳) 庁内職員 62名 関係機関 27名 他市職員 12名

※庁内内訳)企画部5名, 総務部4名, 市民生活部12名, こども・健康部7名

都市建設部1名, 上下水道部1名, 教育委員会2名, 福祉部25名, 事務局5名

時期	名称	参加者数等
平成27年2月21日(土) 午後1時～4時30分 芦屋市保健福祉センター	芦屋市権利擁護支援フォーラム 「はたらく」をかたちに! ～地域で取り組む生活困窮者支援～	全 115名

4. 構成員による活動

時期	名称	参加者数等
平成27年3月12日(木) 午後1時30分～4時 芦屋市保健福祉センター	研修会 住民税・国民健康保険合同研修会 講師 プロジェクト・チーム構成員 (保険課・債権管理課) 他 課税課(市民税係) 保険課(保険係)	全 26名 社会福祉協議会 4名 就業・生活支援センター4名 基幹相談支援センター 4名 障がい者相談支援事業 2名 権利擁護支援センター 2名 高齢者生活支援センター1名 庁内職員 9名

5. 関係機関等との協議の場の設定(生活困窮者支援の仕組みづくりに向けて)

時 期	名 称	参加者数等
平成 27 年 3 月 24 日(火) 午前 10 時～12 時	「芦屋市における生活困窮者支援 を考える」 地域・関係機関・行政との意見交換 会	平野教授・朴研究員 関係機関※ 10 名 構成員 7 名

※関係機関（下表以外に必要な関係機関についても今後検討予定）

分 野	関係機関名
地域支援	民生児童委員協議会
就労支援	ハローワーク西宮, 障害者就業・生活支援センター
障がい者支援	基幹相談支援センター
高齢者支援	高齢者生活支援センター（基幹業務担当）
医療	芦屋市医師会
司法	弁護士（芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員）
権利擁護支援	権利擁護支援センター
若者支援	アサガオ(若者相談センター)

6. 広報・啓発活動

啓発方法	内 容
リーフレットの配布	新制度のご案内, 相談支援の流れ, 実施(予定)事業名の掲載
広報チャンネル (3/16～3/31 放映)	・制度の趣旨説明（事務局） ・プロジェクト・チームの感想（保険課, 環境課, 水道管理課職員）

7. まとめ・考察

半年間のプロジェクト・チーム(以下「PT」と言う。)の活動は、ほぼ予定どおりに実施できました。

活動経過とともに、制度に対するPTの構成員の理解が少しずつ進み、対象者像のイメージや所管課での対応方法を検討した結果、「制度」に「対象者の生活」を合わせるのではなく「対象者の生活上の困りごと」に、「どのような支援が必要であるか」を考えることが、この制度の根幹にあると共有できたことが大きな成果であった反面、対象者の生活再建を目的として支援を進める際には、一時的な税の徴収緩和を検討する事例等が発生することも想定され、庁内において「利益相反」となる事例にも対面しなければならなくなることについても、改めて共通理解できました。個別支援の実践の先には、

対象者の生活再建があり、自立相談支援機関と行政職員間で個別支援の成功体験を共有することが、互いの信頼関係の構築と新たな事例の相談につながることを認識できたと思います。

また特に、これらの「気づき」をPTの構成員のみの共有とせず、人事課研修として、PTの構成員以外の庁内職員や関係機関、他市の制度担当職員に対して、発信できたことは、制度の周知・啓発を図る良いきっかけづくりになったと思います。

「生活困窮者」の多くは実際には、複合的な課題を抱えており、経済的困窮の背景として社会的孤立、社会からの排除が重なるケースも多いと考えられています。

「複合的な課題」への対応は、利益相反関係となる部署も含めた行政、関係機関、自立相談支援機関が協働で、中長期的に関わり、対象者の自立生活の獲得に至れば、本市における生活困窮者の支援システムの構築に向けた第一歩となります。

最後に、PT活動の副産物として、「対象者」の把握から相談機関へのつながりが、円滑に進むことを目的に、相談事業を担う（予定）法人に対して、PTの構成員自らが積極的に、構成員以外の職員と協力して研修会を企画し、受託（予定）法人を含む多くの関係職員が出席しました。これはまさに「人と人とのつながりが広がれば新しい活動が生まれる」ことの具現化であり、これらは、行政内のみならず地域においても、同様のことが期待できると考えています。またこの積み重ねが互いに支え合う地域づくりにつながると考えます。

今後は、「窓口対応・相談支援ガイドライン」を用いた個別支援の実践が始まります。

このたびの活動の成果が、市民サービスの向上への効果となるよう、着実な事業の実践と事業の評価も行っていきたいと思えます。

8. 今後の予定

- 制度の周知・啓発
 - ・ 広報あしや(4/1号)
 - ・ 相談機関（委託予定法人）の名前、場所、連絡先が入ったリーフレットの配布
 - ・ ガイドラインの周知（例：庁内掲示板、電子会議室の活用）
- 個別支援の実践
 - ・ 自立相談支援機関による相談、支援の実施、評価、フィードバック
 - ・ 事業受託法人と行政間の情報交換、共有
- 関係機関との連携体制の構築
 - ・ (仮称) 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会の設置
 - 取組内容：事例や課題の共有、支援の仕組みの協議
- 他市との協力・連携体制の構築(宝塚市が発起)
 - ・ 阪神7市担当者連絡会の開催（制度施行準備の進捗状況、課題の共有）
 - 第1回目 2月23日（月） 生活援護課、地域福祉課出席

第2回目 4月開催予定